

2018年1月10日

関東ゴルフ会員権取引業協同組合御中

株式会社菊川カントリークラブ
代表取締役 稲森照男

当社経営のゴルフ場会員権の名義変更手数料の変更と
年会費の改定について

拝啓 貴組合におかれてはますますご清栄のことと存じ上げます。また組合傘下の会員各社様には弊社業務に関し何かとご高配を賜り、ありがたく厚く御礼を申し上げます。

さて当社は菊川カントリークラブの会員資格保証金付き会員権の相対取引、会員権市場での取引活性化を図るために全ての会員権の名義書換手数料を2018年4月1日より1年間、半額とすることとしましたのでここにご連絡を致します。詳細は別紙の通りであります。

また同日より正会員の年会費を現在の18,000円（税別）から30,000円に改定致します。これは1977（昭和52）年以来40年ぶり、2回目のものであり、主に経年劣化したコース設備、建物などの修復等、当面の大型修繕や設備投資に充当します。

はなはだお手数をお掛けしますが、貴組合のネットワークや組合報等で貴組合の会員会社様へのご連絡をなさっていただければ誠に幸甚に存じ上げます。また会員各社様にはお求め安くなった当カントリークラブの会員権の消費者へのご紹介を賜りたく存じます。

当クラブへのこれまでのご高配に感謝しつつ、まずは取り急ぎ書面にてご連絡まで。

敬具

(別紙)

1. 名義変更手数料減額の期間 2018年4月1日より2019年3月31日まで
書換の申し込みがこの期間内に行われるものとする。

2. 現行と改定後の手数料一覧 (いずれも税別)

	書換の種類別	現行 (円)	改定後 (円)	年会費
正 会 員	名義書換 (個人・法人)	500,000	250,000	30,000
	名義書換 (個人⇔法人登録切替)	250,000	125,000	
	名義書換 (六親等以内※)	100,000	50,000	
	相続継承	100,000	50,000	
	同一法人内の登録者変更	100,000	50,000	
平 日 会 員	名義書換 (個人・法人)	250,000	125,000	10,000 ※※
	名義書換 (個人⇔法人登録切替)	125,000	62,500	
	名義書換 (六親等以内※)	50,000	25,000	
	相続継承	50,000	25,000	
	同一法人内の登録者変更	50,000	25,000	

※親族間の名義変更についてはこれまで二親等以内としていたが、これを六親等まで拡大する。

※※平日会員の年会費改定はない。

以上

●本件についてご不明の点はこちらにお問い合わせ下さい。

株式会社菊川カントリークラブ 担当：村上 甚 (副支配人/会員権担当)

宮本康幸 (総支配人)

電話 0537-36-1171

FAX : 0537-35-3784